

東根市 国土強靱化地域計画

令和2年3月
東 根 市

【目次】

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2

第1章 基本的な考え方

1	東根市における国土強靱化の理念	3
2	基本目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
	(1)強靱化に向けた取組み姿勢	3
	(2)適切な施策の組合せ	3
	(3)効率的な施策の推進	4
	(4)地域の特性に応じた施策の推進	4
	(5)国及び県の国土強靱化への貢献	4
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	4

第2章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	6
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順及び結果	6

第3章 強靱化に向けた施策推進方針

1	施策推進方針の整理	8
2	施策分野の整理	8
3	施策分野ごとの推進方針	8
	(1)行政機能（消防含む）	9
	(2)危機管理	12
	(3)建築住宅	17
	(4)交通基盤	19
	(5)国土保全	21
	(6)保健医療・福祉	22
	(7)ライフライン・情報通信	23
	(8)産業経済	25
	(9)農林水産	26
	(10)環境	27
	(11)リスクコミュニケーション	28

第4章 計画の推進

1 計画の推進管理	30
2 計画の見直し	30

【別表 1】 脆弱性評価結果	31
----------------	----

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	48
---------------------------------	----

【別添資料】 国土強靱化地域計画 計画事業一覧	64
-------------------------	----

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

国は基本法に基づき、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

山形県においても、基本計画を踏まえ、平成 28 年 3 月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、強靱な県土づくりを推進している。

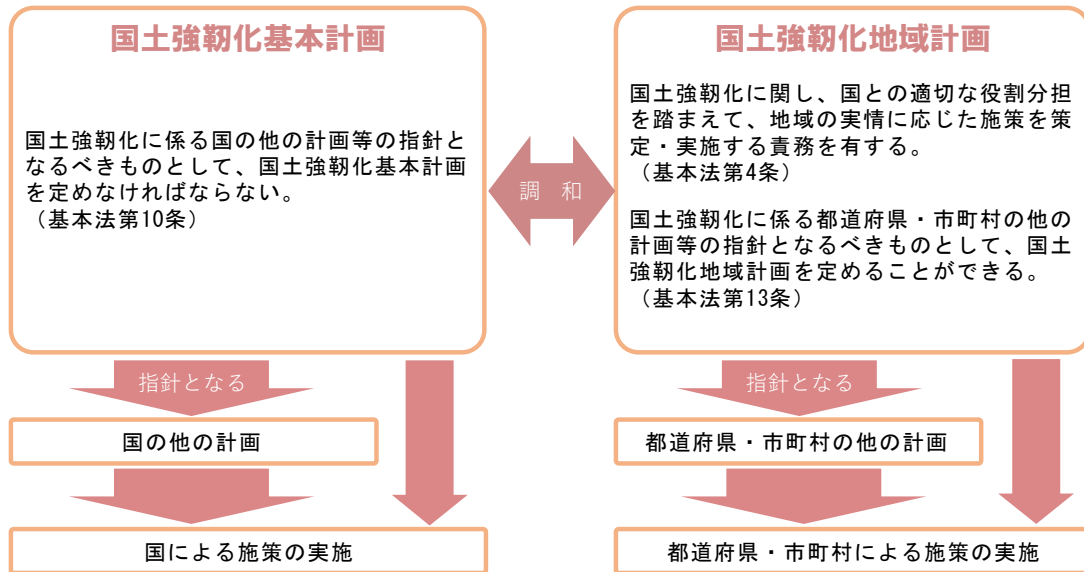
一方で、近年は台風や大雨による大規模な自然災害が多発しており、時間雨量 100 ミリを超える豪雨は珍しくない状況になってきている。本県においても浸水被害が多数発生しており、加えて、令和元年に発生した山形県沖地震では、本県観測史上初めて震度 6 以上の激しい揺れが庄内地方を襲い、多くの被害が発生している。災害が少ないと言われてきた本県においても相次いで被害が発生しており、いつ、どこで大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況にあることを再度認識しなければならない。

こうした状況を踏まえ、地方においても国等との連携のもと、組織体制の強化や計画の策定、取り組みの促進等が強く求められている。

本市においても、想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「強靱な東根市」のまちづくりを推進すべく、事前防災及び減災等に向けた施策を、総合的・計画的に推進するための指針となる「東根市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる。また、国土強靱化に係る各種計画等の指針となり、東根市総合計画を下支えする計画となる。



3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

ただし、実施事業を体系化した別添資料「国土強靱化地域計画 計画事業一覧（P64）」については、振興実施計画や予算への関連事業の計上状況等に合わせ、毎年度、見直すこととする。

また、本計画は県計画等の内容と調和を図りながら策定しており、今後の県計画等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

第1章 基本的な考え方

1 東根市における国土強靱化の理念

本市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を長期的な展望に立って推進し、強くしなやかな地域づくりを進める。

2 基本目標

基本計画及び県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として設定する。

- 人命の保護が最大限図られること
- 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- 迅速な復旧・復興を図ること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化に向けた施策の推進にあたっては、基本計画や県計画に定める基本的な方針を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき取り組んでいく。

(1) 強靱化に向けた取り組み姿勢

- ・ 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し取り組む
- ・ 長期的な視点を持って計画的に取り組む
- ・ 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、市民、民間事業者、NPOなどの関係団体が適切な役割分担のもと、連携した取り組みを進める

- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 市民の需要の変化等を踏まえ、財政資金の効率的・効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮するなど、施策の重点化を図る
- ・ 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 都市部と比べて高い高齢化率や、冬期間、相応の降雪があることなど、本市の特性に応じた取組みを進める

(5) 国及び県の国土強靱化への貢献

- ・ 国土強靱化を実効性あるものとするため、強靱化に向けた市の役割を念頭に、国及び県の取組みとの連携を図る

4 想定される大規模自然災害(本計画の対象)

本計画は、本市の特性や過去の災害発生状況等を踏まえ、山形盆地断層帯地震などの地震災害や豪雪による雪害、全国的に被害が増加している台風や大雨による浸水・風水害・土砂災害など、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から対象とする。

【想定される大規模自然災害】

県内/ 県外	自然災害の種類		想定する規模等
県内	大規模地震	内陸型	M7～M8程度、最大震度7程度で建物被害、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模 水害	記録的な大雨による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの浸水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
県外	大規模地震		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震(東日本大震災クラス)など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

○地震による被害想定

東根市防災計画において、山形盆地断層帯地震における被害想定を行っており、想定被害を踏まえた防災対策の推進が必要となる。

	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M 7.8		
震度	震度 4 ~ 7		
建物全壊	1,769棟 (9.7%)		1,433棟 (7.9%)
建物半壊	2,380棟 (13.0%)		2,167棟 (11.9%)
出火	18件	7件	2件
建物焼失	20棟 (0.07%)	8棟 (0.05%)	2棟 (0.01%)
死者	89人 (0.20%)	108人 (0.25%)	68人 (0.15%)
負傷者	925人 (2.1%)	1,054人 (2.5%)	773人 (1.8%)
全半壊建物罹災者	10,024人 (22.8%)	9,995人 (23.4%)	8,659人 (19.7%)
避難所生活者（ピーク時）	4,728人 (10.8%)	4,709人 (11.0%)	3,996人 (9.1%)
上水道断水世帯	10,487世帯 (96.5%)		10,475世帯 (96.3%)
停電世帯	3,911世帯 (34.5%)		3,687世帯 (32.5%)
電話不通世帯	3,763世帯 (24.8%)		3,471世帯 (22.5%)

（出典：東根市防災計画）

○水害による被害想定

平成 27 年の水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨（前提雨量：295mm/48H、出現率：1回/1,000年）を対象とした洪水浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成及び被害想定を令和元年に行っている。

これまでの内容に比べ、浸水区域等が大幅に拡大しており、想定被害を踏まえた防災対策の推進が必要となる。

	被害総数	床上浸水	床下浸水
最上川	3,203戸	2,948戸	255戸
乱川	1,026戸	562戸	464戸
村山野川	3,217戸	184戸	3,033戸
白水川・日塔川	2,844戸	895戸	1,949戸
全体	8,455戸	3,971戸	4,484戸

（出典：山形県水害廃棄物発生量推計）

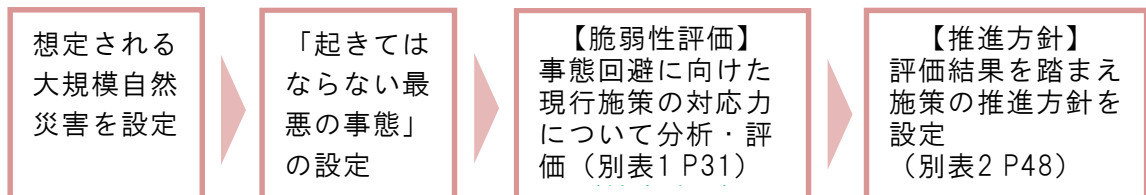
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスである。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドライン等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の地域特性に応じて項目の整理を行いました。本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。（P7に掲載）

3 評価の実施手順及び結果

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、回避するための施策（国、県、民間事業者など、市以外が取組み主体となるものを含む）を洗い出し、推進状況や課題等を整理し、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するための数値データを収集し、参考指標として活用した。

評価の結果は、別表1（P31）のとおり。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（31）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
	5-2	基幹的交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給機能の停止
	6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設やごみ焼却施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第3章 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し、推進方針を別表2（P48）のとおり取りまとめた。

2 施策分野の整理

各部局等の所管する業務等を勘案して次のとおり11の施策分野を設定する。

○ 施策分野

(1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

3 施策分野ごとの推進方針

設定した11の施策分野ごとの施策や目標指標、推進方針について取りまとめた。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものとなるが、それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮していく。

なお、施策分野ごとに、実施事業を別添資料「国土強靱化地域計画 計画事業一覧（P64）」として取りまとめ、その内容については、振興実施計画等の状況を踏まえ、毎年見直すこととする。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

() 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載

[] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、市、民間の4区分）を記載

《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能（消防含む）

1) 行政機能

（庁舎の耐震化・維持管理等の推進）（1-2・3-1）〔市〕《建築住宅》

- ・庁舎は「新耐震基準」により建築された建物であるため、今後は庁舎の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う。

（市の業務継続に必要な体制の整備）（3-1）〔市〕《危機管理》

- ・地震等の大規模災害発生時、「東根市業務継続計画」に基づき、「東根市地域防災計画」に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に迅速かつ的確に取り組み、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持する体制整備を進める。

（IT部門における業務継続体制の整備）（3-1）〔市〕《ライフ・情報》

- ・災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、情報システムの機能維持の取り組みや業務の継続性を確保するための対策を講じていく。

（被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）（1-2）〔市〕

- ・洪水浸水想定区域内に立地する防災対策拠点などの公共施設について、施設管理者と協議し改修等の対策を促進する。また、西部地区における新たな防災対策拠点の整備を推進する。

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）（1-1）〔県、市〕《危機管理》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所（53箇所）及び指定避難所（23箇所）を指定している。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を指定している。

避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、災害時優先電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、避難所の機能強化のため、良好な生活環境を確保するための設備整備の取り組みを促進する。

（緊急輸送道路に指定された街路、都市施設の整備の促進）（1-1）〔市〕

- ・緊急輸送道路に指定された街路については、現時点で全て整備済みとなっており、適正な維持管理を図り長寿命化を推進する。また、防災拠点施設の整備を推進し、地域における防災機能を強化する。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6・3-1・4-1) [県、市] 《危機管理》

- ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保するため、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [国、県、市、民間] 《危機管理》

- ・災害時に防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な東根市登録制メール等の利用について、住民に対して機会をみながら呼びかけ、利用拡大を推進する。
- ・防災関連情報（ハザードマップ、市 HP、SNS、エリアメール等）について、多言語化を図り、災害時における外国人の情報取得ツールを整備する。災害時における通訳ボランティアを確保するとともに、県や関係機関と連携を図り外国人への支援体制を整備する。

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6・4-2) [市] 《危機管理》

- ・防災行政無線による伝達内容が確認できるテレホンサービスの周知を図っていく。また、災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な、東根市登録制メール等の活用を呼びかけ、利用拡大を推進するなど、引き続き、情報伝達手段の多様化に努める。

(災害時の緊急通報や無線通話の確保) (1-4) [市]

- ・防災電話や災害時優先電話、移動系無線機を備えているが、災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線がふくそうすることも見込まれることから、今後とも通信手段の確保に努める。

(緊急車両に供給する燃料の確保) (3-1) [市、民間] 《危機管理》

- ・既に締結している災害協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における緊急車両への燃料供給の確保を図るとともに、より迅速な対応が出来る体制を整えるため、引き続き情報交換等を行っていく。また、必要に応じて他の事業者との協定も視野に入れた検討を行っていく。

2) 広域連携

(大規模災害時における広域連携の推進) (3-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している6自治体との間で、通常時より情報共有を図り体制を強化するなど、災害時に備え連携を強化する。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を 42 団体(R1)と締結しており、引き続き、協定先との情報交換等を行い連携を強化していく。
- ・災害相互援助協定締結自治体との定期的な情報交換や緊急連絡体制の確認を行う等、連携を強化していく。

3) 消防

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-3) [市]

- ・消防庁舎は「新耐震基準」により建設された建物だが、消防関係施設（車庫付属建物を含む。）の耐震化率は 64% (R1) にとどまっていることから、災害時に災害拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的更新を進める。

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [県、市] 《リスクコミ》

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊との受援体制強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。
- ・本市に於いて大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊や自衛隊などの受入れ対応のための食糧等、物資不足が懸念される。消防活動を維持するために、県の推進方針に加え物資の調達・備蓄を促進する。
- ・迅速な消防活動の展開を阻害させないよう、消防車両の更新を行い、また、地域の消防力の不足が懸念されることから、消防団員の確保、消防団員の研修及び消防職員と消防団員との合同訓練の充実を図り、災害対応に万全を期す。

(緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止) (2-3) [市]

- ・緊急消防援助隊への本市の登録隊数は 2 隊 10 名（消火・救助）で、R2 年より 3 隊 11 名（消火・救助・支援）になる予定である。今後、他県で発生する大規模災害時に当該登録隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が危惧される。このため人員の増員、機材の整備（派遣により機材も不足する）、応援体制の構築等、定期的な訓練・検証を実施し、実効性を確保する。

(NBC災害対策用資機材の充実) (7-2) [市]

- ・NBC 災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC 災害対策用資機材の充実を図る。

※NBC 災害

核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のこと。事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料を確保していく。

《目標指標》

- ・庁舎長寿命化計画 未策定 → 策定(R3)
- ・西部地区における新たな防災対策拠点の整備 未整備 → 完成
- ・他機関との合同防災訓練（図上訓練を含む）の実施：1回/年
- ・東根市防災メール登録件数：1,190件（R1） → 1,300件（R6）
- ・東根 Living 登録件数：931件（H30） → 1,800件（R6）
- ・消防関係施設の耐震化率 64%（R1） → 70%(R6)
- ・新基準に合わせた消防団活動服の配備率：未配備（R1） → 100%（R4）
- ・消防団員数（定数に対する割合）：93%(R1) → 95%以上（R6）

(2) 危機管理

1) 洪水対策

(洪水ハザードマップの作成・周知) (1-3) [国、県、市]

- ・洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、平成17年に洪水ハザードマップを作成しているが、水防法の改正に伴い浸水想定が変更されたことから、令和元年に更新作成し各世帯に配布している。今後も住民に広く周知するため、出前講座の実施及びHPや市報への掲載を行っていく。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

(1-3・1-6) [国、県、市] 《国土保全》

- ・河川の水位や気象情報等を県のシステムや气象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [市]

- ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。

(タイムラインの運用) (1-3) [市]

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風等の風水害について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を運用し、被害の最小化を図っていく。

2) 土砂災害対策

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市] 《国土保全》

- ・土砂災害防止法に基づき作成した土砂災害ハザードマップを引き続き周知し、土砂災害を想定した防災訓練など、警戒避難体制を強化する。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用) (1-5) [市] 《国土保全》

- ・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めており、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定にあわせ、令和元年5月に避難勧告等の発令基準を改正し運用している。
今後も、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき運用していく。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県、市、民間] 《農林水産》

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、主要なため池について、改良工事、「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行っている。今後、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行うとともに、「ため池ハザードマップ」の周知を図っていく。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(7-1) [国、県、市] 《国土保全》

- ・気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での的確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。

3) 原子力災害対策

(放射線モニタリングの実施) (7-4) [国、県、市] 《環境》

- ・東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え、実施体制を整備していく。

(原発事故発生時の初動対応の強化) (7-4) [市]

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、市防災計画に対応等を定めており、市民への周知に努める。

4) 情報伝達機能

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6・3-1・4-1) [県、市] 《行政機能》

- ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保するため、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [国、県、市、民間] 《行政機能》

- ・災害時に防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な東根市登録制メール等の利用について、住民に対して機会をみながら呼びかけ、利用拡大を推進する。
- ・防災関連情報（ハザードマップ、市 HP、SNS、エリアメール等）について、多言語化を図り、災害時における外国人の情報取得ツールを整備する。災害時における通訳ボランティアを確保するとともに、県や関係機関と連携を図り外国人への支援体制を整備する。

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6・4-2) [市] 《行政機能》

- ・防災行政無線による伝達内容が確認できるテレホンサービスの周知を図っていく。また、災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な、東根市登録制メール等の活用を呼びかけ、利用拡大を推進するなど、引き続き、情報伝達手段の多様化に努める。

5) 応急・復旧対策

(市の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《行政機能》

- ・地震等の大規模災害発生時、「東根市業務継続計画」に基づき、東根市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に迅速かつ的確に取り組み、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持する体制整備を進める。

(大規模災害時における広域連携の推進) (3-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している6自治体との間で、通常時より情報共有を図り体制を強化するなど、災害時に備え連携を強化する。

(自衛隊・警察との連携強化) (2-3) [国、県、市]

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を進めていく。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を 42 団体(R1)と締結しており、引き続き、協定先との情報交換等を行い連携を強化していく。
- ・災害相互援助協定締結自治体との定期的な情報交換や緊急連絡体制の確認を行う等、連携を強化していく。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

(2-4・3-1) [県、市、民間] 《行政機能》

- ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料を確保していく。
- ・既に締結している災害協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における緊急車両への燃料供給の確保を図るとともに、より迅速な対応が出来る体制を整えるため、引き続き情報交換等を行っていく。また、必要に応じて他の事業者との協定も視野に入れた検討を行っていく。

(豪雪災害時の災害救助法適用) (1-4) [市]

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、必要に応じて災害救助法の適用による豪雪災害へ対応を行っていく。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

(2-2) [県、市]

- ・孤立する危険性のある集落の防災行政無線には、アンサーバック機能が搭載されており、災害時に活用が可能である(7箇所)。孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保していく。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、東根市社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進していく。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、市]

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、本市において実際に活用した実績がないため、県の動向と足並みを揃えて、制度の拡充に向けた取組みを進めていく。

6) 地域防災力

(自主防災組織の育成強化) (1-6・2-3・4-2・8-3) [県、市、民間]

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災に関する研修会や防災訓練・出前講座の開催及び防災資機材購入支援等により、組織力の強化に努める。

(地域コミュニティの維持) (8-3) [県、市、民間]

- ・大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から市民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、市] 《行政機能》

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所(53箇所)及び指定避難所(23箇所)を指定している。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を指定している。

避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、災害時優先電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、避難所の機能強化のため、良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

(食料等の備蓄) (2-1・5-3) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- ・家庭における備蓄について、市報、ホームページ及び出前講座等で、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を、引き続き周知していく。今後、ローリングストック方式による備蓄を行う。

《目標指標》

- ・東根市防災メール登録件数：1,190件(R1) → 1,300件(R6)
- ・東根 Living 登録件数：931件(H30) → 1,800件(R6)
- ・職員及び自主防災組織等を対象とした研修・訓練の実施：4回/年
- ・防災関連の出前講座の実施回数：20回/年
- ・安全・安心地域づくり事業 実施団体数：50団体(R6)
- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数：3施設 → 4施設

(3) 建築住宅

1) 施設・建築物等の耐震化・老朽化対策

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進) (1-2・3-1) [市] 《行政機能》

- ・庁舎は「新耐震基準」により建築された建物であるため、今後は庁舎の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進) (1-2) [市、民間]

- ・公立小中学校施設については耐震化率が 100%となっており、令和元年度に策定した「東根市学校施設長寿命化計画」に基づき、国の補助制度の活用等を図りながら計画的に老朽化対策に取り組む。また、災害時の地域住民の避難所としての役割も担っていることから、国の制度を活用した防災機能強化への取り組みを促進する。
- ・保育所、学童保育所等の児童福祉施設は平成 30 年度までにすべて耐震化が完了しているが、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。
- ・避難所として指定されている市内の社会教育施設及び社会体育施設については耐震基準は満たしているが、建築から 30 年以上経過している施設もあることから、今後策定予定の社会教育施設等長寿命化計画に基づき必要な修繕・改修を行っていく。
- ・公立病院は平成 24 年に耐震化工事を行っており、耐震化が完了しているが、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを求めていく。
- ・タントクルセンターは新耐震基準となっているが、長寿命化に向けた計画を策定し、適正な施設維持管理を行う。
- ・さくらんぼタント館、職業訓練センター、屋内多目的コートについては、耐震化されているものの、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。
- ・職業訓練センターについては、大規模災害時に、市役所庁舎が被災した場合の災害対策本部事務局の設置場所の可能性があるため、さらなる適正な施設維持管理を進める。
- ・観光施設のトイレや四阿、駐輪場、山小屋などの施設については、古くなっている施設もあり、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。
- ・社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化等により、安全性の確保を図る。
- ・公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、耐震診断が義務付けられたホテル、旅館等の民間大規模建築物については、耐震化を一層促進する必要がある。

(市営住宅の耐震化の促進) (1-1) [市]

- ・市営住宅については、継続利用対象になっている全棟(108 戸)の耐震化は完了しているが、政策空き家と位置づけられている市営住宅においては、耐震性が確保されていない。老朽化した木造住宅等については「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替え等を行い、耐震化を促進する。

(市営住宅の老朽化対策の促進) (1-1) [市]

- ・市営住宅の RC 造 88 戸は、すでに築 35 年（耐用年数の 1/2）を経過したため、「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、市、民間]

- ・市内の住宅について、耐震診断や耐震化工事への支援を行っているが、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1・1-2) [国、県、市]

- ・被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路沿道建築物について耐震化を促進する。

(都市公園施設の耐震化・維持管理の推進) (1-2) [市]

- ・公園長寿命化計画に基づき、公園内施設の長寿命化を計画的に行い、適切な維持管理・更新を行う。

2) その他対策

(空き家対策の推進) (1-1) [県、市]

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する。

(家具や事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-1・1-2) [県、市]

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、市報やホームページ、出前講座等で対策を周知する。

《目標指標》

- ・庁舎長寿命化計画 未策定 → 策定 (R3)
- ・公立小中学校の老朽化・防災機能強化対策 (R2) 2校 → (R6) 4校
- ・タントクルセンターの長寿命化計画 未策定 → 策定 (R2)
- ・社会教育施設等長寿命化計画 未策定 → 策定 (R2)

(4) 交通基盤

1) 高速道路等整備

(高速道路及び広域幹線道路等の整備) (5-2・8-4) [国、県、市、民間]

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、国・県と連携し、高速道路や広域幹線道路の整備を促進する。
特に、平成31年4月に重要物流道路の指定を受けた国道48号は、宮城・山形を結ぶ大動脈であるにも関わらず、県境部は規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

2) 道路関係防災対策

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1・2-1・2-5・8-4) [国、県、市]

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-2・6-4) [国、県、市] 《農林水産》

- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。
- ・農道に架かる橋梁をはじめとする農道施設等の老朽化対策については、定期的な診断及び点検結果に基づく対策を実施するとともに、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、市]

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、市、民間]

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、市民バスや民間バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者・運行委託事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行う。また、地域公共交通を確保するため平時から関係機関等との連携構築等を図る。

3) 空港関係防災対策

(地方航空ネットワークの維持・拡大) (5-2・8-4) [国、県、市、民間]

- ・山形空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災へりを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、空港の機能強化や路線の維持・拡大に向け、県と協調していく。

※リダンダンシー

自然災害等の障害発生時、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないよう、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような状況

4) 豪雪対策

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-4) [国、県、市]

- ・暴風雪時には、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を推進する。

(道路の防雪施設の整備) (1-4) [国、県、市]

- ・雪崩防止柵、防雪柵など既存防雪施設の整備がなされているが、その長寿命化と、気象条件の変化による新たな対策必要箇所の計画的整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-4) [国、県、市]

- ・安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

《目標指標》

- ・長寿命化対策を実施した橋梁数（市道）：7橋 → 22橋（R6）
- ・長寿命化対策を実施した橋梁数（農道）：未完了 → 1橋（R6）

(5) 国土保全

1) 洪水・土砂災害対策

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

(1-3・1-6) [国、県、市] 《危機管理》

- ・河川の水位や気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理) (1-3) [県、市]

- ・豪雨等による災害防止のため、河道内の支障木伐採や土砂浚渫に積極的な取り組みを県に要望していく。また、内水被害対策として、河川改修事業の推進を継続的に要望していく。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [国、県、市]

- ・ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。
- ・河川のバックウォーターによる内水被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を強める。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-5) [県、市] 《危機管理》

- ・土砂災害防止法に基づき作成した土砂災害ハザードマップを引き続き周知し、土砂災害を想定した防災訓練など、警戒避難体制を強化する。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用) (1-5) [市] 《危機管理》

- ・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めており、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定にあわせ、令和元年5月に避難勧告等の発令基準を改正し運用している。今後も、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき運用していく。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(7-1) [国、県、市] 《危機管理》

- ・気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。

(砂防施設の整備・維持管理の推進) (1-5・7-1) [県、市]

- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《農林水産》

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

2) 復旧復興対策

(迅速な復興に資する境界の明確化の推進) (8-4) [県、市]

- ・約6割を占める山林について、被災後の迅速な復旧・復興に資するため、森林経営管理制度に基づき、森林境界明確化を行う。

《目標指標》

- ・雨水幹線全体計画整備率：39% (R1) → 41% (R6) ※整備済面積/排水区面積

(6) 保健医療・福祉

1) 医療機関等の非常時対応

(公立病院での非常時対応体制の維持) (2-4) [市、民間]

- ・北村山公立病院で自家発電設備を備え、3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも市民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図っていく。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、市、民間]

- ・北村山公立病院においては、患者食、職員食共に3日分（患者食2,340食、職員食約1,500食）を備蓄（飲料水含む）しており、引き続き計画的な備蓄及び更新を進めていく。
- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、市、民間]

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

2) 各種医療支援

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、市]

- ・災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの見直しの検討や隣県との広域連携を推進する。

3) 防疫対策

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、市]

- ・平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

《目標指標》

- ・予防接種法に基づく
麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率：94.2%（H30）→ 95%以上(R6)
四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率：95.2%（H30）→ 97%(R6)
高齢者インフルエンザワクチン接種率：46.2%（H30）→ 60%(R6)

(7) ライフライン・情報通信

1) エネルギー

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、市、民間] 《産業経済》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を拡大する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。

2) 上水道

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進) (2-1・6-2) [市]

- ・上水道施設の耐震化率は、全国水準を上回っているが、施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を着実に進める。
- ・洪水ハザードマップで浸水想定区域となっている袋田水源地（取水施設）、前河原水源地（取水施設）、袋田浄水場（浄水施設、排水施設、送水施設）の3施設については、調査結果に基づき、安定供給ができるよう早期に対策工事を進める。

(災害時の応急給水体制などの整備) (2-1・6-2) [県、市、民間]

- ・上水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

3) 下水道等

(下水道に係る事業継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、市]

- ・下水道に係る事業継続計画(BCP)により被災発生時に速やかな応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。また、緊急輸送道路下に埋設した下水管の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を着実に進める。

(ごみ焼却施設等の耐震化等の推進) (6-3) [市、民間]《環境》

- ・3市1町(東根市・村山市・天童市・河北町)で構成する共立衛生処理組合(クリーンピア共立)では、ごみ処理施設について平成7年に更新を終え、耐震化への対応が図られた施設となっている。現在延命化工事を実施しており、今後も長寿命化に向け適切な維持管理を推進する。また、浸水想定区域内に所在することから、関係機関と連携しながら、浸水時への対策を講じていく。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、市、民間]

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

4) 情報通信

(IT部門における事業継続体制の整備) (3-1) [市]《行政機能》

- ・災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、情報システムの機能維持の取り組みや業務の継続性を確保するための対策を講じていく。

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を促進していく。

《目標指標》

- ・住宅への太陽光発電設備の設置件数：708件(H30) → 1,188件(R6)
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率：67%(H30) → 73%(R6)
- ・上水道の浸水対応策：未策定 → 策定(R2)
- ・下水道管きよのうち腐食のおそれの大きい箇所及び重要な幹線の点検・調査：28%(R1) → 100%(R6)

(8) 産業経済

1) 企業活動

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [県、市、民間]

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促す。

2) エネルギー

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、市、民間] 《ライフ・情報》

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を拡大する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。

3) 工業用水

(工業用水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進) (6-2) [市]

- ・工業用水道は、大規模地震等においても工場等にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。また、工業用水道(東根市)管路の耐震適合率が100%であることから、耐用年数が過ぎる老朽管の布設替えの年次計画等を今後策定し計画的に更新していく。
- ・浸水対策としては、浄水場が洪水ハザードマップで浸水想定区域となることから、想定被害等を調査し、対応策を作成する。
- ・停電対策としては、全ての施設に自家発電が設置されている。

(災害時の応急給水体制などの整備) (6-2) [県、市]

- ・工業用水道事業においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。

4) 風評被害防止

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-5) [県、市、民間]

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携していく。

《目標指標》

- ・住宅への太陽光発電設備の設置件数：708件(H30) → 1,188件(R6)
- ・工業用水道の浸水対応策 未策定 → 策定(R2)

(9) 農林水産

1) 食料供給

(食料生産基盤の整備) (5-3) [県、市、民間]

- ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

2) 農林施設の耐震化・老朽化対策

(農道施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-2・6-4) [国、県、市] 《交通基盤》

- ・農道に架かる橋梁をはじめとする農道施設等の老朽化対策については、定期的な診断及び点検結果に基づく対策を実施するとともに、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、市、民間]

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策が着実に図られるよう連携を強化する。

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《国土保全》

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進)

(1-5・2-2・6-4・7-1・7-3) [県、市]

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、主要なため池について、改良工事、「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行っている。今後、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行うとともに、「ため池ハザードマップ」の周知を図っていく。

1) 有害物質・危険物対策

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) (7-2) [県、市、民間]

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施) (7-2) [市]

- ・化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出時における対処能力の向上を図る。

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、市、民間]

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

2) 放射線対策

(放射線モニタリングの実施) (7-4) [国、県、市] 《危機管理》

- ・東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え、実施体制を整備していく。

3) 災害廃棄物対策

(災害廃棄物処理計画の策定・運用) (8-1) [県、市]

- ・災害が発生した際、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理を進める。

(ごみ焼却施設等の耐震化等の推進) (6-3) [市、民間] 《ライフ・情報》

- ・3市1町（東根市・村山市・天童市・河北町）で構成する共立衛生処理組合（クリーンピア共立）では、ごみ処理施設について平成7年に更新を終え、耐震化への対応が図られた施設となっている。現在延命化工事を実施しており、今後も長寿命化に向け適切な維持管理を推進する。また、浸水想定区域内に所在することから、関係機関と連携しながら、浸水時への対策を講じていく。

(11) リスクコミュニケーション

1) 防災教育

(防災教育の充実) (1-6) [国、県、市、民間]

- ・自主防災組織など地域における防災意識の向上のため、市報やホームページなどに掲載している防災知識の普及啓発について、防災訓練及び出前講座等を開催し啓発の充実等を図る。また、自主防災組織に防災に関する研修会や山形県防災士養成講座への参加を促していく。

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進) (7-4) [県、市]

- ・県とともに放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を進める。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-4) [県、市]

- ・雪下ろし中の転落事故について、引き続き、積雪状況や気象状況も斟酌しながら、事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1・5-3) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・家庭における備蓄について、市報、ホームページ及び出前講座等で、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を、引き続き周知していく。今後、ローリングストック方式による備蓄を行う。

2) 防災訓練

(防災訓練の充実) (1-6) [県、市、民間]

- ・防災訓練（総合防災訓練及び図上訓練）を毎年実施し、災害時の対応に備えていく。

(原子力災害に係る防災訓練等の検討) (7-4) [市、民間]

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、必要に応じて実施を検討する。

3) 要配慮者支援

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [県、市、民間]

- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要とされる避難行動要支援者名簿や個別計画について、手上げ方式については整備しているが、十分に要援護者の情報を収集できない傾向があるため、同意方式名簿等の作成を進めていく。

4) 関係機関との連携・人材育成

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [市] 《行政機能》

- ・迅速な消防活動の展開を阻害させないよう、消防車両の更新を行い、また、地域の消防力の不足が懸念されることから、消防団員の確保、消防団員の研修及び消防職員と消防団員との合同訓練の充実を図り、災害対応に万全を期す。

(水防力の強化) (1-3) [市、民間]

- ・近年の地球温暖化や異常気象の強大化が懸念され、災害の発生頻度が高まっている。水防活動に従事する水防団員の確保、研修、水防団と民間事業者等との多様な連携を図るとともに、水防活動を維持するための機材の整備を促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、市、民間]

- ・県及び市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、市、民間]

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

(災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備) (2-1) [県、市、民間] 《危機管理》

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、東根市社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進していく。

《目標指標》

- ・市報への啓発記事の掲載数：1回/年
- ・防災関連の出前講座の実施回数：20回/年
- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数：3施設 → 4施設
- ・他機関との合同防災訓練（図上訓練を含む）の実施：1回/年
- ・職員及び自主防災組織等を対象とした研修・訓練の実施：4回/年
- ・消防団員数（定数に対する割合）：93%(R1) → 95%以上 (R6)
- ・新基準に合わせた消防団活動服の配備率：未配備 (R1) → 100% (R4)

第4章 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画や県計画との整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、他市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

【別表 1】脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- ・市内の住宅の耐震化率は、平成30年住宅土地統計調査から試算すると約86%（H30）となっているが、東根市建築物耐震改修促進計画において、平成32年までに耐震化率95%を掲げており、耐震化を早急に進める必要がある。
- ・市内の道路や農道に架かる橋梁について、計画に基づき長寿命化を進めていく必要がある。

（市営住宅の耐震化）

- ・市営住宅については、継続利用対象になっている全棟(108戸)の耐震化は完了しているが、政策空き家と位置づけられている市営住宅においては、耐震性が確保されていない。建替え等の早期実施を促進する必要がある。

（市営住宅の老朽化対策）

- ・市営住宅のRC造88戸は、すでに築35年（耐用年数の1/2）を経過したため、「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を進めている。

（空き家対策）

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

（家具の転倒防止対策）

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化） 【1-2再掲】

- ・救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- ・救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する必要がある。

（緊急輸送道路に指定された街路、都市施設の整備）

- ・緊急輸送道路に指定された街路については、すべて整備済みとなっている。適正な維持管理を図り長寿命化を推進する必要がある。
- ・地域における防災機能を強化するため、防災拠点施設の整備を推進する必要がある。

（避難場所の指定、耐震化・設備整備）

- ・災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所（53箇所）及び指定避難所（23箇所）を指定している。また、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所を指定している。
- ・避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、災害時優先電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

《現状指標》

- ・住宅の耐震化率：約86%（H30）住宅土地統計調査より
- ・多数の者が利用する公共建築物の耐震化率：100%
- ・市内の継続利用対象公営住宅の耐震化率：100%
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化率：100%
- ・指定避難所への発電機設置率：100%
- ・緊急輸送道路上の街路（都市計画道路）の整備率：100%

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎の耐震化・維持管理等) 【3-1 再掲】

- ・市庁舎については、「新耐震基準」により建築された建物であることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。これまで、修繕等による維持管理は随時実施してきたところであるが、庁舎完成から 30 年以上を経過するなど老朽化が進んでいることから、計画的な維持・修繕計画を策定することにより、長寿命化を推進する必要がある。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策)

- ・洪水浸水想定区域内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなる恐れがあることから、対策を講じる必要がある。特に全ての防災対策拠点が浸水想定区域内に立地する小田島地区においては、新たな拠点の整備に向けた検討が必要である。

○洪水浸水想定区域内に立地する防災対策拠点

東根公民館、大森小学校、神町中学校、大富公民館、大富小学校、小田島公民館、第二中学校、小田島小学校、長瀬小学校

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策)

- ・避難所として指定されている市内の社会教育施設及び社会体育施設については、全て耐震化新基準が採用された昭和 56 年以降の施設となっている。
- ・災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立小中学校施設全体の耐震化率は、100%となっているが、一部施設は老朽化が進んでいるため、計画的な整備を進める必要がある。
- ・さくらんぼタント館、職業訓練センター、屋内多目的コートについては、耐震化されているものの、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時に備える必要がある。
- ・職業訓練センターについては、大規模災害時に、市役所庁舎が被災した場合の災害対策本部事務局の設置場所の可能性があるため、さらなる適正な施設維持管理を行わなければならない。
- ・観光施設のトイレや四阿、駐輪場、山小屋などの施設については、古くなっている施設もあり、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時に備える必要がある。
- ・社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化等により、安全性を確保する必要がある。
- ・公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、耐震診断が義務付けられたホテル、旅館等の民間大規模建築物については、耐震化を一層促進する必要がある。
- ・保育所、学童保育所等の児童福祉施設は平成 30 年度までにすべて耐震化が完了している。
- ・タントクルセンターは新耐震基準となっている
- ・公立病院は平成 24 年に耐震化工事を行っており、耐震化が完了している。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化) 【1-1 再掲】

- ・救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(都市公園施設の耐震化・維持管理)

- ・市の都市公園内の建築物についてはすべて耐震化されており、今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。公園長寿命化計画については未策定のため、策定を進めていく必要がある。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策)

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・公立小中学校の耐震化率：100%
- ・住宅の耐震化率：約 86% (H30)
- ・多数の者が利用する公共建築物の耐震化率：100%
- ・保育所、学童保育所、こども園、タントクルセンターの耐震化率：100%
- ・公立病院の耐震化率：100%

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成・周知)

- ・洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、平成 17 年に洪水ハザードマップを作成しているが、水防法の改正に伴い浸水想定が変更されたことから、令和元年に更新作成し、各世帯に配布している。今後も住民に広く周知するため、出前講座の実施及び HP や市報への掲載を行っていく必要がある。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、県や他市の動向を参考に避難勧告等の具体的な発令基準を定める必要がある。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供) 【1-6 再掲】

- ・避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を国や県のシステム等により収集し、避難行動を促す情報の発令につなげる必要がある。

(タイムラインの運用)

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風等の風水害について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の活用により、被害の最小化を図る必要がある。

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理)

- ・市内の河川区域のほとんどは、県管理となっている。県では、流加能力向上計画を策定し、河道内の支障木伐採や土砂浚渫を定期的実施しているものの、年数経過とともに支障木が再び繁茂したり、土砂が堆積することから、恒常的な対応が必要である。

(都市部における内水浸水対策)

- ・近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。現在計画されている下水道雨水幹線等施設の整備を鋭意進めているが、本市の整備率は県平均の34%を上回るものの39%(R1)と全国平均57%(R1)に比べ遅れている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。
- ・河川のバックウォーターによる内水被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を進める必要がある。

(水防力の強化)

- ・近年の地球温暖化や異常気象の強大化が懸念され、災害の発生頻度が高まっている。水防活動に従事する水防団員の確保、研修、水防団と民間事業者等との多様な連携を図るとともに、水防活動を維持するための機材の整備を促進する必要がある。

《現状指標》

- ・洪水ハザードマップの作成・公表率：100%
- ・雨水幹線全体計画整備率：39% (R1)
- ・水防団員数：260名 (R1)

1-4) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理)

- ・暴風雪時において、「東根市大規模災害発生時の災害対策本部活動マニュアル／災害時における職員の参集基準」に基づき、警報発令段階から体制を整え、迅速かつ的確な道路管理を図っていく必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要がある。

(道路の防雪施設の整備)

- ・雪崩防止柵、防雪柵など既存防雪施設の整備がなされているが、その長寿命化と、気象条件の変化による新たな対策必要箇所の計画的整備が必要である。

(道路の除雪体制等の確保)

- ・各道路管理者（国、県、市町村）は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- ・雪下ろし中の転落事故が毎年のように発生することから、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を図る必要がある。

(豪雪災害時の災害救助法適用)

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、必要に応じて災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

(災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- ・災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線がふくそうすることが見込まれることから、緊急時の体制を確保する必要がある。

《現状標》

- ・東根市防災メール登録件数：1,190 件（R1）
- ・東根 Living 登録件数：931 件（H30）

1-5) 大規模な土砂災害等に伴う死傷者の発生

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- ・平成 28 年 3 月に作成した土砂災害ハザードマップの周知を図るとともに、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備していく必要がある。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用)

- ・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めており、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定にあわせ、令和元年 5 月に避難勧告等の発令基準を改正し運用している。

(治山施設等の土砂災害対策) 【2-2・7-1・7-3 再掲】

- ・県において治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めているが、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

(砂防施設の整備・維持管理) 【7-1 再掲】

- ・県において、砂防施設の整備を進めているが、未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表率：100%

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【3-1・4-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保できるよう、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく必要がある。

(災害時における住民への情報伝達) 【4-2 再掲】

- ・防災行政無線を活用して情報を伝達していくことになるが、気象条件や住宅の高気密化により、放送内容を聞き取れない場合のテレホンサービスの利用について、引き続き周知していく必要がある。

○主な情報伝達手段

平成 29 年 4 月～	同報系行政無線、東根市登録制メール、東根市総合アプリ
平成 30 年 1 月～	移動系行政無線
令和元年 10 月～	ヤフーアプリ

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供) 【1-3 再掲】

- ・避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を国や県のシステム等により収集し、避難行動を促す情報の発令につなげる必要がある。

(自主防災組織の育成) 【2-3・4-2・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災力の向上を図る必要がある。令和元年度から、防災士育成講座負担金への助成を行い人材や組織の育成を支援している。

(防災教育の充実)

- ・地域における防災意識の向上のため、市報やホームページなどを通じた啓発を行っている。また、防災訓練及び出前講座等を開催し啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

(防災訓練の充実)

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から防災訓練等を実施することが必要である。

(災害時の要配慮者支援)

- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要とされる避難行動要支援者名簿や個別計画について、手上げ方式の名簿等について整備しているが、十分に要援護者の情報を収集できない傾向がある。

《現状指標》

- ・自主防災組織：100%
- ・総合防災訓練参加者：約 600 名 (H30)、防災訓練 (図上訓練) 参加者：約 70 名 (R1)
- ・東根市防災メール登録件数：1,190 件 (R1)
- ・東根 Living 登録件数：931 件 (H30)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄) 【5-3 再掲】

- ・家庭における備蓄については、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。本市における備蓄については、備蓄計画に基づき確保を進める必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を42団体(R1)と締結しており、情報交換等で連携を図る必要がある。
- ・災害相互援助協定締結自治体とは様々な交流事業を通して定期的に情報交換を行っている。今後も災害に関する情報等を定期的に交換し、連携をさらに強化していく必要がある。

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策) 【6-2 再掲】

- ・上水道施設の耐震化率は、基幹管路が67%(H30)、浄水施設が100%(H30)、配水施設が100%(H30)と、全国平均の各々40%、31%、57%を上回っているが、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- ・洪水ハザードマップで想定浸水区域に袋田水源地(取水施設)、前河原水源地(取水施設)、袋田浄水場(浄水施設、排水施設、送水施設)の3施設が所在することから、浸水対策を講ずる必要がある。
- ・停電対策として、全ての施設に自家発電機が設置されている。

(災害時の応急給水体制などの整備) 【6-2再掲】

- ・上水道事業においては、災害時に使用する給水タンク(組立用5基、ステンレス製2基)及び給水車2台を保有しているが、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

(緊急輸送道路等の確保) 【2-5・8-4 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と東根市社会福祉協議会及び活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向け取組みを強化する必要がある。

《現状指標》

- ・物資調達等に関する協定締結団体：42団体(R1)
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率：67%(H30)
- ・上水道の浄水施設の耐震化率：100%
- ・上水道の配水施設の耐震化率：100%
- ・災害要備蓄物資の備蓄量(飲料水)：6,400本
(食料)：5,000食
- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数：3施設

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- ・孤立する危険性のある集落の防災行政無線には、アンサーバック機能が搭載されており、災害時に活用が可能である(7箇所)。急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備) 【1-5・7-1・7-3 再掲】

- ・県において治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めているが、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(孤立集落アクセスルートの確保)

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊・警察との連携)

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策)

- ・災害時に防災拠点となる消防関係施設(車庫付属建物を含む。)の耐震化率は64%(R1)であり、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

(大規模災害時の消防力の確保)

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊との受援体制強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「山形県緊急消防援助隊受援計画」の見直しのもと消防力の確保を図る必要がある。
- ・東根市に於いて大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊や自衛隊などの受入れ対応のための食糧等、物資不足が懸念される。消防活動を維持するために、県の推進方針に加え物資の調達・備蓄を促進する必要がある。
- ・迅速な消防活動の展開を阻害させないよう、消防車両の更新を行い、また、地域の消防力の不足が懸念されることから、消防団員の確保、消防団員の研修及び消防職員と消防団員との合同訓練の充実を図る必要がある。

(緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下)

- ・現在、緊急消防援助隊への本市の登録隊数は2隊10名(消火・救助)で、R2年より3隊11名(消火・救助・支援)になる予定である。今後、他県で発生する大規模災害時に当該登録隊を派遣する場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が危惧される。このため人員の増員、機材の整備(派遣により機材も不足する)、応援体制の構築等、定期的な訓練・検証を実施し、実効性を確保する必要がある。

(自主防災組織の育成) 【1-6・4-2・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災力の向上を図る必要がある。令和元年度から、防災士育成講座負担金への助成を行い人材や組織の育成を支援している。

《現状指標》

- ・自主防災組織：100%
- ・消防関係施設の耐震化率：64%(R1)
- ・緊急消防援助隊への登録：3隊11名
- ・消防団員数(定数に対する割合)：93%(R1)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結している。引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

(公立病院での非常時対応体制)

- ・北村山公立病院で自家発電設備を備え、3~4日分の燃料を備蓄している。今後も、災害が発生した場合にも地域住民に対し安全・信頼の医療を提供する為、当該備蓄の常時維持を図っていく必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制)

- ・ドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等が行われており、安全かつ円滑に運航できるよう努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイント見直しの検討や、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄)

- ・北村山公立病院においては、患者食、職員食共に3日分(患者食2,340食、職員食約1,500食)を備蓄(飲料水含む)しており、引き続き計画的な備蓄及び更新を進める必要がある。
- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。

(緊急輸送道路等の確保) 【2-1・8-4 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・緊急輸送道路(市道)に係る道路橋耐震補強対策進捗率:100%

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

- ・災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- ・避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生を確保する必要がある。

《現状指標》

- ・予防接種法に基づく接種率
 - 麻しん・風しんワクチン(第2期):94.2%(H30)
 - 四種混合ワクチンの接種率:95.2%(H30)
 - 高齢者インフルエンザワクチン接種率:46.2%(H30)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎の耐震化・維持管理等) 【1-2 再掲】

- ・市庁舎については、「新耐震基準」により建築された建物であることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。これまで、修繕等による維持管理は随時実施してきたところであるが、庁舎完成から30年を経過するなど老朽化が進んでいることから、計画的な維持・修繕計画を策定することにより、長寿命化を推進する必要がある。

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化)

- ・災害時に防災拠点となる市庁舎は、「新耐震基準」により建築されたものであるため、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に東根市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「東根市業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- ・業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、情報システムの機能維持のための取組みを進める必要がある。

(大規模災害時における広域連携)

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している6自治体との間で情報共有するなど、連携していく必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【1-6・4-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保できるよう備える必要がある。

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- ・既に締結している災害協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における緊急車両への燃料供給の確保を図るとともに、より迅速な対応が出来る体制を整えるため、引き続き情報交換等を行っていく。また、必要に応じて他の事業者との協定も視野に入れた検討が必要である。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を図る必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【1-6・3-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保できるよう備える必要がある。

《現状指標》

- ・指定避難所への災害時優先電話の設置率：100%

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- ・大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、災害情報を提供できるよう、防災行政無線の全域に整備しているが、緊急速報メールやSNSの活用等、効果的な情報伝達手段を確保していく必要がある。
- ・在住外国人等の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図り、外国人自身が防災への意識向上を図る必要がある。また、災害時における通訳ボランティアの確保や、県及び関係機関と連携を図りながら、外国人への支援体制を整備する必要がある。

(災害時における住民への情報伝達) 【1-6 再掲】

- ・防災行政無線を活用して情報を伝達していくことになるが、気象条件や住宅の高気密化により、放送内容を聞き取れない場合のテレホンサービスの利用について、引き続き周知していく必要がある。

○主な情報伝達手段

平成 29 年 4 月～	同報系行政無線、東根市登録制メール、東根市総合アプリ
平成 30 年 1 月～	移動系行政無線
令和元年 10 月～	チャットアプリ

(自主防災組織の育成) 【1-6・2-3・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災力の向上を図る必要がある。令和元年度から、防災士育成講座負担金への助成を行い人材や組織の育成を支援している。

《現状指標》

- ・自主防災組織：100%
- ・東根市防災メール登録件数：1,190 件 (R1)
- ・東根 Living 登録件数：931 件 (H30)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

5-2) 基幹的交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止

（高速道路及び広域幹線道路等の整備）【8-4 再掲】

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、国・県と連携し、高速道路や広域幹線道路の整備を促進する必要がある。特に、平成31年4月に重要物流道路に指定された国道48号は、宮城・山形を結ぶ大動脈であるにも関わらず、県境部は規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う必要がある。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策）【6-4 再掲】

- ・農道に架かる橋梁の耐震診断を基に、老朽化対策を行い、長寿命化修繕計画を策定している。それに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

（地方航空ネットワークの維持・拡大）【8-4 再掲】

- ・山形空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

（食料等の備蓄）【2-1 再掲】

- ・家庭における備蓄については、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。本市における備蓄については、備蓄計画に基づき確保を進める必要がある。

（食料生産基盤の整備）

- ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

《現状指標》

- ・災害用備蓄物資の備蓄量（飲料水）：6,400本
（食料）：5,000食
- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数：3施設

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給機能の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・エネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大の必要がある。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入について促進する必要がある。

《現状指標》

- ・住宅への太陽光発電設備の設置件数：708件（H30）

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策) 【2-1再掲】

- ・上水道施設の耐震化率は、基幹管路が67%（H30）、浄水施設が100%（H30）、配水施設が100%（H30）と、全国平均の各々40%、31%、57%を上回っているが、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。
- ・洪水ハザードマップで想定浸水区域に袋田水源地（取水施設）、前河原水源地（取水施設）、袋田浄水場（浄水施設、排水施設、送水施設）の3施設が所在することから、浸水対策を講ずる必要がある。
- ・停電対策として、全ての施設に自家発電機が設置されている。

(工業用水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策)

- ・東根市工業用水道の管路耐震適合率は100%（H30）となっており、今後は耐用年数が過ぎる老朽管の布設替えを計画的に進めていく必要がある。
- ・洪水ハザードマップで浸水想定区域に野田シタ水源地（取水、導水、浄水、排水、送水施設）が該当する。工業用水道は、大規模地震等においても工場にとって不可欠なものであることから、浸水対策が必要である。
- ・停電対策としては、全ての施設に自家発電が設置されている。

(災害時の応急給水体制などの整備) 【2-1再掲】

- ・上水道事業においては、災害時に使用する給水タンク（組立用5基、ステンレス製2基）及び給水車2台を保有しているが、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。
- ・工業用水道事業においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する必要がある。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策)

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

《現状指標》

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率：67%（H30）
- ・上水道の浄水施設の耐震化率：100%
- ・上水道の配水施設の耐震化率：100%
- ・工業用水道（東根市）管路の耐震適合率：100%

6-3) 汚水処理施設やごみ焼却施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道に係る事業継続計画（BCP）策定・施設耐震化等）

- ・下水道に係る業務継続計画（BCP）について、東根市は策定済みである。緊急輸送道路下に埋設した下水管渠の耐震化を進める必要がある。東根市下水道施設のストックマネジメント計画を平成 29 年 3 月に策定しており、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を着実に進める必要がある。

(ごみ焼却施設等の耐震化等)

- ・本市と村山市・天童市・河北町から排出される一般廃棄物については、3 市 1 町で構成する共立衛生処理組合（クリーンピア共立）が処理を行っている。
ごみ処理施設については、平成 7 年に更新を終え、耐震化への対応が図られた施設となっている。現在、延命化工事を実施しており、今後も長寿命化に向け、適切な維持管理を図っていく必要がある。また、浸水想定区域内に所在することから、浸水時への対策を講じていく必要がある。

(合併処理浄化槽への転換)

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進していく必要がある。

《現状指標》

- ・東根市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）策定済（H27.3）
- ・緊急輸送道路下に埋設した下水管渠の耐震化率 63%（R1）
- ・下水道施設のストックマネジメント計画策定済（H29.3）
- ・下水道管きよのうち腐食のおそれの大きい箇所及び重要な幹線の点検・調査：28%(R1)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、市民バスや民間バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者・運行委託事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

(農道施設の耐震化・長寿命化対策)

- ・農道として管理している農道橋について、定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

(災害に強い路網整備)

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策) 【5-2 再掲】

- ・農道に架かる橋梁の耐震診断を基に、老朽化対策を行い、長寿命化修繕計画を策定している。それに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成)

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、防災重点ため池については、改良工事を行い、整備されている。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行っている。

(治山施設等の土砂災害対策) 【1-5・2-2・7-3 再掲】

- ・山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

(砂防施設の整備・維持管理) 【1-5 再掲】

- ・県において、砂防施設の整備を進めているが、未整備区間の整備及び維持管理を推進する必要がある。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- ・避難活動等の迅速な対応に繋がる気象情報等を国や県のシステム等により情報収集し、避難行動を促す情報の発令につなげる必要がある。

《現状指標》

- ・決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震診断の実施率：100%
- ・決壊すると多大な影響を与えるため池のハザードマップ公表率：100%

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策)

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

(危険物施設の耐震化)

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

(NBC災害対策用資機材の充実)

- ・NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- ・化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出時における対処能力の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保安全管理)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する必要がある。

(治山施設等の土砂災害対策) 【1-5・2-2・7-1 再掲】

- ・山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

《現状指標》

- ・農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保安全管理する活動面積のカバー率：49% (H30)
(多面的支払機能交付金事業)

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(放射線モニタリングの実施)

- ・現在、毎月1回、放射線量の測定を実施しているが、隣接県の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る必要がある。

(原発事故発生時の初動対応)

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、市防災計画に対応等を定めている。

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発)

- ・県とともに放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を進める必要がある。

(原子力災害に係る防災訓練等)

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、必要に応じて実施を検討する必要がある。

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・運用)

- ・災害廃棄物処理計画を策定し、災害が発生した際に、災害廃棄物の適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避する必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携)

- ・県及び市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- ・道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
- ・県内の建設業事業者は高齢化しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- ・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成) 【1-6・2-3・4-2 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災力の向上を図る必要がある。令和元年度から、防災士育成講座負担金への助成を行い人材や組織の育成を支援している。

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

《現状指標》

- ・自主防災組織：100%

8-4) 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び広域幹線道路等の整備) 【5-2 再掲】

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、国・県と連携し、高速道路や広域幹線道路の整備を促進する必要がある。特に、平成 31 年 4 月に重要物流道路に指定された国道 48 号は、宮城・山形を結ぶ大動脈であるにも関わらず、県境部は規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う必要がある。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める必要がある。

(地方航空ネットワークの維持・拡大) 【5-2 再掲】

- ・山形空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

(緊急輸送道路等の確保) 【2-1・2-5 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する必要がある。

(迅速な復興に資する境界の明確化)

- ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、平地を中心に平成 27 年度まで行っている。進捗率は約 28% (H27) と全国 (51%) より低い。約 6 割を占めている山林の地籍調査の計画はないが、今後、森林管理制度による調査を進めていく必要がある。

《現状指標》

- ・地籍調査の進捗率：28% (H27)

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化の促進）

- ・市内の住宅について、耐震診断や耐震化工事への支援を行っているが、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。[国、県、市、民間]《建築住宅》
- ・市内の道路や農道に架かる橋梁について、計画に基づき長寿命化を進めていく。[国・県・市]《交通基盤》

（市営住宅の耐震化の促進）

- ・市営住宅について、老朽化した木造住宅等については「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替え等を行い、耐震化を促進する。[市]《建築住宅》

（市営住宅の老朽化対策の促進）

- ・市営住宅について、「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。[市]《建築住宅》

（空き家対策の推進）

- ・大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、所有者への働きかけや空き家の利活用に向けた支援等、総合的な空き家対策を推進する。[県、市]《建築住宅》

（家具の転倒防止対策の推進）

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、市報やホームページ、出前講座等で対策を周知する。[県、市]《建築住宅》

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進） 【1-2再掲】

- ・被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路沿道建築物について耐震化を促進する。[国、県、市]《建築住宅》

（緊急輸送道路等の整備の促進）

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国・県や高速道路管理者と連携を図り、整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設等の長寿命化を推進する。[国、県、市]《交通基盤》

（緊急輸送道路に指定された街路、都市施設の整備の促進）

- ・緊急輸送道路に指定された街路について、適正な維持管理を図り長寿命化を推進する。[県、市]《行政機能／交通基盤》
- ・防災拠点施設の整備を推進し、地域における防災機能を強化する。[市]《行政機能》

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

- ・避難所の機能強化のため、良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。[県、市]《行政機能／危機管理》

《目標指標》

- ・住宅の耐震化率約 86% (H30) → 95% (R2)
- ・長寿命化対策を実施した橋梁数（市道）：7 橋 → 22 橋 (R6)
- ・長寿命化対策を実施した橋梁数（農道）：未完了 → 1 橋 (R6)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進) 【3-1 再掲】

- ・庁舎は「新耐震基準」により建築された建物であるため、今後は庁舎の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う。[市] 《行政機能/建築住宅》

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- ・洪水浸水想定区域内に立地する防災対策拠点などの公共施設について、施設管理者と協議し改修等の対策を促進する。また、西部地区における新たな防災対策拠点の整備を推進する。[市] 《行政機能》

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進)

- ・避難所として指定されている市内の社会教育施設及び社会体育施設については耐震基準は満たしているが、建築から30年以上経過している施設もあることから、今後策定予定の社会教育施設等長寿命化計画に基づき必要な修繕・改修を行っていく。[市] 《建築住宅》
- ・公立小中学校施設については、令和元年度に策定した「東根市学校施設長寿命化計画」に基づき、国の補助制度の活用等を図りながら計画的に老朽化対策に取り組む。また、災害時の地域住民の避難所としての役割も担っていることから、国の制度を活用した防災機能強化への取組みを促進する。[市] 《建築住宅》
- ・さくらんぼタント館、職業訓練センター、屋内多目的コートについては、耐震化されているものの、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。[市、民間] 《建築住宅》
- ・職業訓練センターについては、大規模災害時に、市役所庁舎が被災した場合の災害対策本部事務局の設置場所の可能性があるため、さらなる適正な施設維持管理を進める。[市、民間] 《建築住宅》
- ・観光施設のトイレや四阿、駐輪場、山小屋などの施設については、古くなっている施設もあり、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。[市、民間] 《建築住宅》
- ・社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化等により、安全性の確保を図る。
[市、民間] 《建築住宅》
- ・公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、耐震診断が義務付けられたホテル、旅館等の民間大規模建築物については、耐震化を一層促進する必要がある。[市、民間] 《建築住宅》
- ・保育所、学童保育所等の児童福祉施設は平成30年度までにすべて耐震化が完了しているが、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを進める。[市] 《建築住宅》
- ・タントクルセンターは新耐震基準となっているが、長寿命化に向けた計画を策定し、適正な施設維持管理を行う。[市] 《建築住宅》
- ・公立病院は平成24年に耐震化工事を行っており、耐震化が完了しているが、日頃より適正な施設維持管理を行い、緊急時への備えを求めていく。[民間等] 《建築住宅》

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) 【1-1 再掲】

- ・被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、救急救援活動等に必要の緊急輸送道路や避難路沿道建築物について耐震化を促進する。[国、県、市] 《建築住宅》

(都市公園施設の耐震化・維持管理の推進)

- ・公園長寿命化計画に基づき、公園内施設の長寿命化を計画的に行い、適切な維持管理・更新を行う。[市] 《建築住宅》

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- ・近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、市報やホームページ、出前講座等で対策を周知する。[県、市] 《建築住宅》

《目標指標》

- ・西部地区における新たな防災対策拠点の整備 未整備 → 完成
- ・庁舎長寿命化計画 未策定 → 策定 (R3)
- ・公立小中学校の老朽化・防災機能強化対策 (R2) 2校 → (R6) 4校
- ・タントクルセンターの長寿命化計画 未策定 → 策定 (R2)
- ・社会教育施設等長寿命化計画 未策定 → 策定 (R2)

1-3) 異常気象等による広域的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成・周知)

- ・洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、出前講座の実施及びHPや市報に掲載して広く周知していく。
[国、県、市] 《危機管理》

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定)

- ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定める。[市] 《危機管理》

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) 【1-6 再掲】

- ・河川の水位や気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。[国、県、市] 《危機管理/国土保全》

(タイムラインの運用)

- ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風等の風水害について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)を運用し、被害の最小化を図っていく。[市] 《危機管理》

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理)

- ・豪雨等による災害防止のため、河道内の支障木伐採や土砂浚渫に積極的な取り組みを県に要望していく。また、内水被害対策として、河川改修事業の推進を継続的に要望していく。[県、市] 《国土保全》

(都市部における内水浸水対策の促進)

- ・ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。[市] 《国土保全》
- ・河川のバックウォーターによる内水被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を進める。
[国、県、市] 《国土保全》

(水防力の強化)

- ・近年の地球温暖化や異常気象の強大化が懸念され、災害の発生頻度が高まっている。水防活動に従事する水防団員の確保、研修、水防団と民間事業者等との多様な連携を図るとともに、水防活動を維持するための機材の整備を促進する。
[市、民間] 《リスクコミ》

≪目標指標≫

- ・雨水幹線全体計画整備率：39% (R1) → 41% (R6) ※整備済面積/排水区面積

1-4) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における的確な道路管理の推進)

- ・暴風雪時には、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」を設置し、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施する。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により、早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を推進する。[国、県、市] 《交通基盤》

(道路の防雪施設の整備)

- ・雪崩防止柵、防雪柵など既存防雪施設の整備がなされているが、その長寿命化と、気象条件の変化による新たな対策必要箇所の計画的整備を促進する。[国、県、市] 《交通基盤》

(道路の除雪体制等の確保)

- ・安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。[国、県、市] 《交通基盤》

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- ・雪下ろし中の転落事故について、引き続き、積雪状況や気象状況も斟酌しながら、事故防止の注意喚起を行う。
[県、市] 《リスクコミ》

(豪雪災害時の災害救助法適用)

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、必要に応じて災害救助法の適用による豪雪災害へ対応を行っていく。[市] 《危機管理》

(災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- ・防災電話や災害時優先電話、移動系無線機を備えているが、災害発生時に移動局が一斉に通話を行うことにより無線がふくそうすることも見込まれることから、今後とも通信手段の確保に努める。[市] 《行政機能》

≪目標指標≫

- ・東根市防災メール登録件数：1,190件 (R1) → 1,300件 (R6)
- ・東根 Living 登録件数：931件 (H30) → 1,800件 (R6)

1-5) 大規模な土砂災害等に伴う死傷者の発生

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)

- ・土砂災害防止法に基づき作成した土砂災害ハザードマップを引き続き周知し、土砂災害を想定した防災訓練など、警戒避難体制を強化する。[県、市] 《危機管理/国土保全》

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び運用)

- ・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に基づき運用していく。[市] 《危機管理/国土保全》

(治山施設等の土砂災害対策の推進) 【2-2・7-1・7-3 再掲】

- ・県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。[市、県] 《農林水産》

(砂防施設の整備・維持管理の推進) 【7-1 再掲】

- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。[県、市] 《国土保全》

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【3-1・4-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保するため、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。[県、市] 《行政機能/危機管理》

(災害時における住民への情報伝達の強化) 【4-2 再掲】

- ・防災行政無線による伝達内容が確認できるテレホンサービスの周知を図っていく。また、災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な、東根市登録制メール等の活用を呼びかけ、利用拡大を推進するなど、引き続き、情報伝達手段の多様化に努める。[市] 《行政機能/危機管理》

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) 【1-3 再掲】

- ・河川の水位や気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等で的確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。[国、県、市] 《危機管理/国土保全》

(自主防災組織の育成強化) 【2-3・4-2・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災に関する研修会や防災訓練・出前講座の開催及び防災資機材購入支援等により、組織力の強化に努める。[県、市、民間] 《危機管理》

(防災教育の充実)

- ・自主防災組織など地域における防災意識の向上のため、市報やホームページなどに掲載している防災知識の普及啓発について、防災訓練及び出前講座等を開催し啓発の充実等を図る。また、自主防災組織に防災に関する研修会や山形県防災士養成講座への参加を促していく。[国、県、市、民間] 《リスクコミ》

(防災訓練の充実)

- ・防災訓練（総合防災訓練及び図上訓練）を毎年実施し、災害時の対応に備えていく。[県、市、民間] 《リスクコミ》

(災害時の要配慮者支援の促進)

- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要とされる避難行動要支援者名簿や個別計画について、手上げ方式については整備しているが、十分に要援護者の情報を収集できない傾向があるため、同意方式名簿等の作成を進めていく。[県、市、民間] 《リスクコミ》

《目標指標》

- ・他機関との合同防災訓練（図上訓練を含む）の実施：1回/年
- ・職員及び自主防災組織等を対象とした研修・訓練の実施：4回/年
- ・東根市防災メール登録件数：1,190件（R1）→1,300件（R6）
- ・東根 Living 登録件数：931件（H30）→1,800件（R6）
- ・市報への啓発記事の掲載数：1回/年
- ・防災関連の出前講座の実施回数：20回/年

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(食料等の備蓄) 【5-3 再掲】

- ・家庭における備蓄について、市報、ホームページ及び出前講座等で、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を、引き続き周知していく。本市における備蓄については、ローリングストック方式による備蓄を行う。
[県、市、民間] 《危機管理/リスクコミ》

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を42団体(R1)と締結しており、引き続き、協定先との情報交換等を行い連携を強化していく。[県、市、民間] 《行政機能/危機管理》
- ・災害相互援助協定締結自治体との定期的な情報交換や緊急連絡体制の確認を行う等、連携を強化していく。
[県、市、民間] 《行政機能/危機管理》

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進) 【6-2 再掲】

- ・上水道施設の耐震化率は、全国水準を上回っているが、施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を着実に進める。
[市] 《ライフ・情報》
- ・浸水する袋田水源地(取水施設)、前河原水源地(取水施設)、袋田浄水場(浄水施設、排水施設、送水施設)の3施設については、調査結果に基づき、安定供給ができるよう早期に対策工事を進める。
[市] 《ライフ・情報》

(災害時の応急給水体制などの整備) 【6-2再掲】

- ・上水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。[県、市、民間] 《ライフ・情報》

(緊急輸送道路等の確保) 【2-5・8-4 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。[国、県、市] 《交通基盤》

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

- ・ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、東根市社会福祉協議会との連携により、ボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進していく。[県、市、民間] 《危機管理/リスクコミ》

《目標指標》

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率 67%(H30) → 73%(R6)
- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数: 3施設 → 4施設

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- ・孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保していく。[県、市] 《危機管理》

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進) 【1-5・7-1・7-3 再掲】

- ・県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。[市、県] 《農林水産》

(孤立集落アクセスルートの確保)

- ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。
[国、県、市] 《交通基盤》

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(自衛隊・警察との連携強化)

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊・警察と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を進めていく。[国、県、市] 《危機管理》

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・災害時に活動拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的更新を進める。[市] 《行政機能》

(大規模災害時の消防力の確保)

- ・大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊との受援体制の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。[県、市] 《行政機能》
- ・本市に於いて大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊や自衛隊などの受入れ対応のための食糧等、物資不足が懸念される。消防活動を維持するために、県の推進方針に加え物資の調達・備蓄を促進する。[市] 《行政機能》
- ・迅速な消防活動の展開を阻害させないよう、消防車両の更新を行い、また、地域の消防力の不足が懸念されることから、消防団員の確保、消防団員の研修及び消防職員と消防団員との合同訓練の充実を図り災害対応に万全を期す。[市] 《行政機能／リスクコミ》

(緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止)

- ・緊急消防援助隊への本市の登録隊数は2隊10名(消火・救助)で、R2年より3隊11名(消火・救助・支援)になる予定である。今後、他県で発生する大規模災害時に当該登録隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が危惧される。このため人員の増員、機材の整備(派遣により機材も不足する)、応援体制の構築等、定期的な訓練・検証を実施し、実効性を確保する。[市] 《行政機能》

(自主防災組織の育成強化) 【1-6・4-2・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災に関する研修会や防災訓練・出前講座の開催及び防災資機材購入支援等により、組織力の強化に努める。[県、市、民間] 《危機管理》

《目標指標》

- ・消防関係施設の耐震化率 64% (R1) → 70% (R6)
- ・防災関連の出前講座の実施回数：20回/年
- ・新基準に合わせた消防団活動服の配備率：未配備 (R1) → 100% (R4)
- ・消防団員数(定数に対する割合)：93%(R1) → 95%以上 (R6)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料を確保していく。[県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

(公立病院での非常時対応体制の維持)

- ・北村山公立病院で自家発電設備を備え、3日以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも市民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図っていく。[市、民間] 《保健医療・福祉》

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- ・災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイント見直しの検討や隣県との広域連携を推進する。[県、市] 《保健医療・福祉》

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進)

- ・北村山公立病院においては、患者食、職員食共に3日分(患者食2,340食、職員食約1,500食)を備蓄(飲料水含む)しており、引き続き計画的な備蓄及び更新を進めていく。[県、市、民間] 《保健医療・福祉》
- ・高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。[県、市、民間] 《保健医療・福祉》

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備)

- ・各社会福祉施設の防災対策について、定期的な実地指導等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。[県、市、民間] 《保健医療・福祉》

(緊急輸送道路等の確保) 【2-1・8-4 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。[国、県、市] 《交通基盤》

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策の推進)

- ・平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。[国、県、市] 《保健医療・福祉》
- ・避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。[県、市] 《保健医療・福祉》

《目標指標》

- ・予防接種法に基づく
麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率: 94.2%(H30) → 95%以上(R6)
四種混合ワクチン(破傷風を含む)接種率: 95.2%(H30) → 97%(R6)
高齢者インフルエンザワクチン接種率: 46.2%(H30) → 60%(R6)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進) 【1-2 再掲】

- ・庁舎は「新耐震基準」により建築された建物であるため、今後は庁舎の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う。[市] 《行政機能／建築住宅》

(災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進)

- ・庁舎は「新耐震基準」により建築された建物であるため、今後は庁舎の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う。[市] 《行政機能／建築住宅》

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・地震等の大規模災害発生時、「東根市業務継続計画」に基づき、東根市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に迅速かつ的確に取り組み、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時に必要とされる通常業務を維持する体制整備を進める。[市] 《行政機能／危機管理》

(IT部門における業務継続体制の整備)

- ・災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、情報システムの機能維持の取組みや業務の継続性を確保するための対策を講じていく。[市] 《行政機能／ライフ・情報》

(大規模災害時における広域連携の推進)

- ・大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している6自治体との間で、情報共有を図り体制を強化するなど、災害時に備え連携を強化する。[県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【1-6・4-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保するため、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。[県、市] 《行政機能／危機管理》

(緊急車両に供給する燃料の確保)

- ・既に締結している災害協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や具体的な実施方法の確認により、災害時における緊急車両への燃料供給の確保を図るとともに、より迅速な対応が出来る体制を整えるため、引き続き情報交換等を行っていく。また、必要に応じて他の事業者との協定も視野に入れた検討を行っていく。
[市、民間] 《行政機能／危機管理》

《目標指標》

- ・庁舎長寿命化計画の策定 未策定 → 策定(R3)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用通信設備の整備を促進していく。
[民間] 《ライフ・情報》

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) 【1-6・3-1 再掲】

- ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等、行政機関相互の通信手段を確保するため、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。[県、市] 《行政機能／危機管理》

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- ・災害時に防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な東根市登録制メール等の利用について、住民に対して機会をみながら呼びかけ、利用拡大を推進する。[県、市、民間] 《行政機能／危機管理》
- ・防災関連情報（ハザードマップ、市 HP、SNS、エリアメール等）について、多言語化を図り、災害時における外国人の情報取得ツールを整備する。災害時における通訳ボランティアを確保するとともに、県や関係機関と連携を図り外国人への支援体制を整備する。[国、県、市] 《行政機能／危機管理》

(災害時における住民への情報伝達の強化) 【1-6 再掲】

- ・防災行政無線による伝達内容が確認できるテレホンサービスの周知を図っていく。また、災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速に伝達する手段として有効な、東根市登録制メール等の活用を呼びかけ、利用拡大を推進するなど、引き続き、情報伝達手段の多様化に努める。
[市] 《行政機能／危機管理》

(自主防災組織の育成強化) 【1-6・2-3・8-3 再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災に関する研修会や防災訓練・出前講座の開催及び防災資機材購入支援等により、組織力の強化に努める。[県、市、民間] 《危機管理》

《目標指標》

- ・東根市防災メール登録件数：1,190 件 (R1) → 1,300 件 (R6)
- ・東根 Living 登録件数：931 件 (H30) → 1,800 件 (R6)
- ・防災関連の出前講座の実施回数：20 回／年

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

- ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促す。[県、市、民間] 《産業経済》

5-2) 基幹的交通ネットワーク（陸上、航空）の機能停止

（高速道路及び広域幹線道路等の整備）【8-4 再掲】

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、国・県と連携し、高速道路や広域幹線道路の整備を促進する。特に、平成31年4月に重要物流道路の指定を受けた国道48号は、宮城・山形を結ぶ大動脈であるにも関わらず、県境部は規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。[国、県、市、民間] 《交通基盤》

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）【6-4 再掲】

- ・農道に架かる橋梁をはじめとする農道施設等の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。[国、県、市] 《交通基盤／農林水産》
- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。[国、県、市] 《交通基盤》
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。[国、県、市] 《交通基盤》

（地方航空ネットワークの維持・拡大）【8-4 再掲】

- ・山形空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、空港の機能強化や路線の維持・拡大に向け県と協調していく。[国、県、市、民間] 《交通基盤》

5-3) 食料等の安定供給の停滞

（食料等の備蓄）【2-1 再掲】

- ・家庭における備蓄について、市報、ホームページ及び出前講座等で、市民に3日分の食料と飲料水の備蓄を、引き続き周知していく。本市における備蓄については、ローリングストック方式による備蓄を行う。
[県、市、民間] 《危機管理／リスクコミ》

（食料生産基盤の整備）

- ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。[県、市、民間] 《農林水産》

《目標指標》

- ・災害用備蓄物資の備蓄倉庫の施設数：3施設 → 4施設

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給機能の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・エネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入を拡大する。また災害リスクにも対応するため、家庭、公共施設への再生可能エネルギー設備導入を促進する。
[国、県、市、民間] 《ライフ・情報/産業経済》

《目標指標》

- ・住宅への太陽光発電設備の設置件数：708件（H30） → 1,188件（R6）

6-2) 上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進) 【2-1再掲】

- ・上水道施設の耐震化率は、全国水準を上回っているが、施設の老朽化対策とあわせ、耐震化を着実に進める。
[市] 《ライフ・情報》
- ・浸水する袋田水源地（取水施設）、前河原水源地（取水施設）、袋田浄水場（浄水施設、排水施設、送水施設）の3施設については、調査結果に基づき、安定供給ができるよう早期に対策工事を進める。
[市] 《ライフ・情報》

(工業用水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進)

- ・工業用水道は、大規模地震等においても工場等にとって不可欠なものであることから、施設更新も考慮しながら施設の耐震化を進める。また、工業用水道(東根市)管路の耐震適合率が100%であることから、耐用年数が過ぎる老朽管の布設替えの年次計画等を今後策定し計画的に更新していく。[市] 《産業経済》
- ・浸水対策としては、浄水場が洪水ハザードマップで浸水想定区域となることから、想定被害等を調査し、対応策を作成する。[市] 《産業経済》
- ・停電対策としては、全ての施設に自家発電が設置されている。[市] 《産業経済》

(災害時の応急給水体制などの整備) 【2-1再掲】

- ・上水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、応急給水栓などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。[県、市、民間] 《ライフ・情報》
- ・工業用水道事業においては、早期復旧のための資機材整備・復旧体制等の充実を推進する。[県、市] 《産業経済》

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策が着実に図られるよう連携を強化する。[県、市、民間] 《農林水産》

《目標指標》

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率：67%（H30） → 73%(R6)
- ・工業用水道の浸水対応策 未策定 → 策定（R2）

6-3) 汚水処理施設やごみ焼却施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道に係る事業継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進）

- ・下水道に係る業務継続計画（BCP）により被災発生時に速やかな応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。また、緊急輸送道路下に埋設した下水管の耐震化を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を着実に進める。[県、市]《ライフ・情報》

(ごみ焼却施設等の耐震化等の推進)

- ・本市と村山市・天童市・河北町から排出される一般廃棄物については、3市1町で構成する共立衛生処理組合（クリーンピア共立）が処理を行っている。
ごみ処理施設については、平成7年に更新を終え、耐震化への対応が図られた施設となっている。現在、延命化工事を実施しており、今後も長寿命化に向け適切な維持管理を推進する。また、浸水想定区域内に所在することから、浸水時への対策を講じていく。[市、民間]《ライフ・情報／環境》

(合併処理浄化槽への転換促進)

- ・単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。[県、市、民間]《ライフ・情報》

《目標指標》

- ・下水道管きょのうち腐食のおそれの大きい箇所及び重要な幹線の点検・調査：28%(R1) → 100%(R6)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(路線バス等地域公共交通の確保)

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、市民バスや民間バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者・運行委託事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行う。また、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。[県、市、民間]《交通基盤》

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- ・農道として管理している農道橋について、定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。[県、市]《交通基盤／農林水産》

(災害に強い路網整備の推進)

- ・治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。[市、県]《農林水産》

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) 【5-2 再掲】

- ・農道に架かる橋梁をはじめとする農道施設等の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。[国、県、市]《交通基盤／農林水産》
- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。[国、県、市]《交通基盤》
- ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。[国、県、市]《交通基盤》

《目標指標》

- ・長寿命化対策を実施した橋梁数（農道）：未完了 → 1橋（R6）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の周知を図っていく。[県、市、民間] 《危機管理／農林水産》

(治山施設等の土砂災害対策の推進) 【1-5・2-2・7-3 再掲】

- ・県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。[市、県] 《農林水産》

(砂防施設の整備・維持管理の推進) 【1-5 再掲】

- ・県と連携し、砂防施設未整備区間の整備及び維持管理を推進する。[県、市] 《国土保全》

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- ・気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難勧告や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して情報取得の方法についても、市報やホームページ、出前講座等で周知していく。[国、県、市] 《危機管理／国土保全》

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- ・有害物質等の公共用水域への流出、地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者による適正な維持管理の徹底を図る。[県、市、民間] 《環境》

(危険物施設の耐震化の促進)

- ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。[県、市、民間] 《環境》

(NBC災害対策用資機材の充実)

- ・NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。[市] 《行政機能》

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)

- ・化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出時における対処能力の向上を図る。[市] 《環境》

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業用施設等の保安全管理の推進)

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。[県、市、民間] 《国土保全／農林水産》

(治山施設等の土砂災害対策の推進) 【1-5・2-2・7-1 再掲】

- ・県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。[市、県] 《農林水産》

7-4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

(放射線モニタリングの実施)

- ・東日本大震災後から、機器の維持管理及び放射線測定を行っており、新たな事故の発生等に備え、実施体制を整備していく。[国、県、市] 《危機管理/環境》

(原発事故発生時の初動対応の強化)

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、市防災計画に対応等を定めており、市民への周知に努める。[市] 《危機管理》

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進)

- ・県とともに放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を進める。[県、市] 《リスクコミ》

(原子力災害に係る防災訓練等の検討)

- ・原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、必要に応じて実施を検討する。[市、民間] 《リスクコミ》

7-5) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携していく。[県、市、民間] 《産業経済》

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・運用)

- ・災害が発生した際、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物の適正処理を進める。[県、市]《環境》

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携強化)

- ・県及び市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。[県、市、民間]《リスクコミ》

(復旧・復興を担う人材の育成)

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。[県、市、民間]《リスクコミ》
- ・近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。[県、市、民間]《リスクコミ》

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの維持)

- ・大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から市民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。[県、市、民間]《危機管理》

(自主防災組織の育成強化) 【1-6・2-3・4-2再掲】

- ・災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果すためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、防災に関する研修会や防災訓練・出前講座の開催及び防災資機材購入支援等により、組織力の強化に努める。[県、市、民間]《危機管理》

(被災者生活再建支援制度の拡充)

- ・大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、本市において実際に活用した実績がないため、県の動向と足並みを揃えて、制度の拡充に向けた取組みを進めていく。[国、県、市]《危機管理》

《目標指標》

- ・防災関連の出前講座の実施回数：20回／年
- ・安全・安心地域づくり事業 実施団体数：50団体(R6)

8-4) 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(高速道路及び広域幹線道路等の整備) 【5-2 再掲】

- ・大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、国・県と連携し、高速道路や広域幹線道路の整備を促進する。特に、平成 31 年 4 月に重要物流道路の指定を受けた国道 48 号は、宮城・山形を結ぶ大動脈であるにも関わらず、県境部は規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。[国、県、市、民間]《交通基盤》

(地方航空ネットワークの維持・拡大) 【5-2 再掲】

- ・山形空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、空港の機能強化や路線の維持・拡大に向け県と協調していく。[国、県、市、民間]《交通基盤》

(緊急輸送道路等の確保) 【2-1・2-5 再掲】

- ・被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設などの長寿命化を推進する。[国、県、市]《交通基盤》

(迅速な復興に資する境界の明確化の推進)

- ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、平成 27 年度以降計画はない。約 6 割を占める山林については、森林経営管理制度に基づき、森林境界明確化を行う。
[県、市]《国土保全》

【別添資料】 国土強靱化地域計画 計画事業一覧

(1) 行政機能(消防含む)

(庁舎の耐震化・維持修理等の推進)

- ・ 庁舎管理事業、庁舎長寿命化計画の策定

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・ 防災関連事業（業務継続計画策定）

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

- ・ 防災関連事業（避難確保計画策定の支援）
- ・ 西部地区防災拠点施設整備事業

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進)

- ・ 公民館施設整備事業（トイレ改修：東郷・高崎・大富・小田島・長瀬公民館）

(緊急輸送道路に指定された街路、都市施設の整備の促進)

- ・ 西部地区防災拠点施設整備事業

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- ・ 防災行政無線整備事業（防災行政無線等の運用）

(災害情報伝達手段の確保)

- ・ 防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）
- ・ 総合アプリ配信事業
- ・ 国際交流事業

(災害時における住民への情報伝達の強化)

(災害時の緊急通報や無線通話の確保)

- ・ 防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）
- ・ 消防救急デジタル無線整備事業

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- ・ 防災関連事業（災害協定締結）
- ・ 交流事業

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 消防施設等整備事業、消防施設維持補修事業
- ・ 消防ポンプ自動車等購入事業
- ・ 防火水槽整備事業、消火栓新設事業

(大規模災害時の消防力の確保)

- ・ 常備消防事業（資機材購入等）
- ・ 非常備消防事業（消防団関連事業）
- ・ 消防団充実強化事業（活動服貸与等）
- ・ 緊急消防援助受援事業

(緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止)

- ・ 常備消防事業（資機材購入等）
- ・ 非常備消防事業（消防団関連事業）
- ・ 消防団充実強化事業（活動服貸与等）

(NBC災害対策用資機材の充実)

- ・ 常備消防事業（資機材購入）

(2) 危機管理

(洪水ハザードマップの作成・周知)

- ・ハザードマップ整備事業
- ・まちづくりパートナー講座
- ・市報及びホームページへの掲載

(タイムラインの運用)

- ・防災関連事業（総合防災訓練での活用）

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- ・農村地域防災減災事業（大木沢ため池、一の沢ため池、富川堰用水路）

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

(災害時における住民への情報伝達の強化)

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

- ・防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）

(災害情報伝達手段の確保)

- ・防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）
- ・国際交流事業

(放射線モニタリングの実施)

- ・防災関連事業（放射線測定）

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・防災関連事業（業務継続計画策定）

(大規模災害時における広域連携の推進)

(自衛隊・警察との連携強化)

- ・防災関連事業（総合防災訓練 R2：東郷地区）

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- ・防災関連事業（災害協定締結）
- ・交流事業

(自主防災組織の育成強化)

- ・防災関連事業（各種研修会への参加）
- ・安全・安心防災備蓄事業
- ・まちづくりパートナー講座

(地域コミュニティの維持)

- ・ともに築く未来創造事業
- ・地域づくり活動推進及び地域づくり活動活性化事業
- ・地域づくり推進員設置事業
- ・民生委員・福祉推進員設置事業

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進)

- ・公民館施設整備事業（トイレ改修：東郷・高崎・大富・小田島・長瀬公民館）

(食料等の備蓄)

- ・防災関連事業（備蓄品等の購入）

(3) 建築住宅

(庁舎の耐震化・維持管理等の推進)

- ・庁舎長寿命化計画の策定
- ・庁舎管理事業

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化・老朽化対策の促進)

- ・小学校施設維持事業・中学校施設維持事業（長寿命化改良事業）
- ・神町小学校改築事業（学校施設環境改善交付金）
- ・さくらんぼタントクルセンター維持管理事業
- ・さくらんぼタントクルセンター長寿命化計画策定事業
- ・社会教育施設等長寿命化計画策定事業
- ・社会体育施設設備更新・改修事業
- ・体育施設等指定管理事業
- ・公民館施設整備事業
- ・公益文化施設整備事業
- ・さくらんぼタント館指定管理事業
- ・東根市職業訓練センター指定管理事業
- ・屋内多目的コート運営管理事業
- ・（仮称）東根こども園整備事業
- ・集会施設等開設整備事業

(市営住宅の老朽化対策の促進)

- ・市営住宅長寿命化事業
- ・公営住宅等長寿命化計画の改定

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- ・住宅管理事業（木造住宅耐震改修事業費補助・木造住宅耐震改修事業）
- ・住まい応援事業（住宅の耐震化リフォーム補助）

(都市公園施設の耐震化・維持管理の推進)

- ・公園施設長寿命化対策支援事業（公園長寿命化計画策定）
- ・都市公園維持補修事業
- ・公園管理事業

(空き家対策の推進)

- ・空き家等所有者調査・啓発事業
- ・住まい応援事業（空き家住宅のリフォーム補助）

(家具の転倒防止対策の推進)

- ・まちづくりパートナー講座
- ・住まい応援事業（金具設置等によるリフォーム補助）

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)

- ・まちづくりパートナー講座
- ・商業活性化事業（来客者の安心・安全を図るための新規改修）

(4) 交通基盤

(高速道路及び広域幹線道路等の整備)

- ・東北中央自動車道整備 [国]
- ・国道 48 号道路改良整備 [国]
- ・東北中央自動車道関連交差点拡幅・追加 I C 負担事業

(緊急輸送道路等の整備)

- ・社会資本整備総合交付金事業（道路改良）（橋りょう長寿命化）（舗装補修）
 - 市道 五間通り線道路改良事業
 - 市道 神町駅前線道路改良事業
 - 市道 水溜間木野 1 号線道路改良事業
 - 市道 野川小原線道路改良事業
 - 市道 藤助新田 7 号線道路改良事業
 - 市道 蟹沢谷地線道路改良事業
 - 市道 長瀬 2 号線外道路改良事業
 - 市道 神町南 5 号線道路改良事業
 - 市道 神町西 1 号線外グリーンベルト設置事業
 - 東根橋外橋りょう長寿命化事業
 - 市道舗装補修事業
- ・道路新設改良事業（単独）
 - 市道 野川小原線外道路改良事業
 - 市道 本丸 7 号線道路改良事業
 - 市道 三ツ屋 2 号線道路改良事業
 - 市道 本丸 8 号線道路改良事業
 - 市道（仮称）荷口線道路改良事業
 - 市道 泉郷中部線道路改良事業
 - 市道 空港柏原線道路改良事業
 - 市道 神町東 4 号線道路改良事業
 - 市道 六日町中ノ目 2 号線道路改良事業
 - 市道 下悪戸 1 号線道路改良事業
 - 市道 幕壇 3 号線道路改良事業
 - 市道 長瀬 1 7 号線道路改良事業
 - 市道 南町 2 号線道路改良事業
 - 市道 猪野沢 3 号線道路改良事業
 - 市道 神町南大通り線道路改良事業
 - 市道 山形空港北線道路改良事業
- ・生活密着道路整備事業
 - 市道側溝修繕（整備）事業
 - 市道舗装整備事業
 - 市道舗装補修事業
 - 市道局部改良事業
 - 生活道路舗装整備補修・生活密着道路舗装整備事業
- ・都市計画道路大林中央通り線整備事業
- ・国道及び県道の道路改良事業 [国・県]
- ・道路維持事業

(緊急輸送道路等の確保)

- ・道路維持事業

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- ・社会資本整備総合交付金事業（道路改良）（橋りょう長寿命化）（舗装補修）
 - 市道 五間通り線道路改良事業
 - 市道 神町駅前線道路改良事業
 - 市道 水溜間木野 1 号線道路改良事業
 - 市道 野川小原線道路改良事業

- 市道 藤助新田7号線道路改良事業
- 市道 蟹沢谷地線道路改良事業
- 市道 長瀬2号線外道路改良事業
- 市道 神町南5号線道路改良事業
- 市道 神町西1号線外グリーンベルト設置事業
- 東根橋外橋りょう長寿命化事業
- 市道舗装補修事業
- ・道路新設改良事業（単独）
 - 市道 野川小原線外道路改良事業
 - 市道 本丸7号線道路改良事業
 - 市道 三ツ屋2号線道路改良事業
 - 市道 本丸8号線道路改良事業
 - 市道（仮称）荷口線道路改良事業
 - 市道 泉郷中部線道路改良事業
 - 市道 空港柏原線道路改良事業
 - 市道 神町東4号線道路改良事業
 - 市道 六日町中ノ目2号線道路改良事業
 - 市道 下悪戸1号線道路改良事業
 - 市道 幕壇3号線道路改良事業
 - 市道 長瀬17号線道路改良事業
 - 市道 南町2号線道路改良事業
 - 市道 猪野沢3号線道路改良事業
 - 市道 神町南大通り線道路改良事業
 - 市道 山形空港北線道路改良事業
- ・生活密着道路整備事業
 - 市道側溝修繕（整備）事業
 - 市道舗装整備事業
 - 市道舗装補修事業
 - 市道局部改良事業
 - 生活道路舗装整備補修・生活密着道路舗装整備事業
- ・市道 柳沢線・白水川ダム線・泉郷南部線災害防除事業
- ・橋りょう補修事業
- ・道路維持事業
- ・国道及び県道施設の防災対策、耐震化、老朽化対策事業〔国・県〕

（路線バス等地域公共交通の確保）

- ・地方バス路線運行維持対策事業
- ・市民バス運行事業
- ・デマンド型乗合タクシー事業

（暴風雪時における的確な道路管理の推進）

- ・市道除排雪事業
- ・道路維持事業

（道路の防雪施設の整備）

- ・社会資本整備総合交付金事業（道路改良）（橋りょう長寿命化）（舗装補修）
- ・道路新設改良事業（単独）
- ・生活密着道路整備事業
- ・市道 柳沢線・白水川ダム線・泉郷南部線災害防除事業
- ・道路維持事業
- ・市道除排雪事業
- ・国道及び県道の防雪施設整備事業〔国・県〕

（道路の除雪体制等の確保）

- ・市道除排雪事業
- ・高速道路の除排雪事業〔国・民間〕
- ・国道及び県道の除排雪事業〔国・県〕

(5) 国土保全

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理)

- ・ 河川総務事業
- ・ 河川公園等管理事業

(都市部における内水浸水対策の推進)

- ・ 社会資本整備総合交付金事業（道路改良）
- ・ 道路新設改良事業（単独）
市道 中央通り線外道路改良事業
- ・ 生活密着道路整備事業
- ・ 道路維持事業
- ・ 最上川流域関連公共下水道事業(雨水) 社会資本整備交付金事業
- ・ 地下道ポンプ更新事業

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備)

- ・ 防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）

(農地・農業用施設等の保安全管理の推進)

- ・ 中山間地域等直接支払推進事業（高崎地区）

(迅速な復興に資する境界の明確化の推進)

- ・ 地籍調査事業
- ・ 森林経営管理事業

(6) 保健医療・福祉

(防疫対策の推進)

- ・ 予防事業・高齢者予防接種事業

(7) ライフライン・情報通信

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・ 家庭用太陽光発電システム設置支援事業

(上水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進)

- ・ 上水道 送水・配水管更新事業
- ・ 水道中央監視室電気計装設備更新工事

(災害時の応急給水体制などの整備)

- ・ 資機材整備事業

(下水道に係る事業継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進)

- ・ 山形県東根市下水道事業業務継続計画
- ・ 最上川流域関連公共下水道事業(更新) 社会資本整備交付金事業
- ・ 最上川流域関連公共下水道事業（汚水）
- ・ 最上川流域下水道村山処理区建設負担金事業
- ・ 公共下水道関連施設維持補修事業

(合併処理浄化槽への転換促進)

- ・浄化槽設置整備事業

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・防災行政無線整備事業（防災行政無線、登録制メール、ヤフー緊急情報の運用）

(8) 産業経済

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・家庭用太陽光発電システム設置支援事業

(工業用水道施設の耐震化・老朽化及び浸水、停電対策の推進)

- ・工業用水道事業費補助事業

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- ・防災関連事業（市報、ホームページ掲載による適切な情報の発信）

(9) 農林水産

(農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進)

- ・農道管理事業
- ・橋梁修繕事業（永昌橋）

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・農村地域防災減災事業
- ・法定外公共物維持管理事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・県営特定農業用管水路等特別対策事業（北村・小田島地区）[民間]
- ・農村地域防災減災事業（東根地区、長瀬・河島地区）[民間]

(農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- ・中山間地域等直接支払推進事業
- ・多面的機能支払事業
（長瀬西部、東根、長瀬、大富、河北東部、東部、若木、小田島、上野台、野川向、大森南、田ノ迫）

(治山施設等の土砂災害対策の推進)

- ・森林病虫害等防除事業（ナラ枯れ等森林被害対策事業）
- ・みどり豊かな森林環境づくり推進事業
- ・林道災害復旧事業

(治山施設等の土砂災害対策及び災害に強い路網整備の推進)

- ・林業振興事業
- ・林業維持管理補修事業
- ・林道施設（橋梁）維持修繕事業

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)

- ・農村地域防災減災事業

(10) 環境

(放射線モニタリングの実施)

- ・ 防災関連事業（放射線測定）

(災害廃棄物処理計画の策定・運用)

- ・ 防災関連事業（災害廃棄物処理計画の策定）

(11) リスクコミュニケーション

(防災教育の充実)

- ・ 防災関連事業（各種研修会参加）
- ・ まちづくりパートナー講座

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)

- ・ 市道除排雪事業
- ・ 防災関連事業（市報・ホームページ掲載による適切な情報の発信）
- ・ 住まい応援事業（命綱固定金具の設置など）

(食料等の備蓄)

- ・ 防災関連事業（備蓄品等の購入）

(防災訓練の充実)

- ・ 防災関連事業（東根市総合防災訓練 R2:東郷地区）

(災害時の要配慮者支援の促進)

- ・ 防災関連事業（災害時要配慮者支援計画の策定）

(大規模災害時の消防力の確保)

- ・ 常備消防事業（資機材購入等）
- ・ 非常備消防事業（消防団関連事業）
- ・ 消防団充実強化事業（活動服貸与）
- ・ 緊急消防援助受援事業

(水防力の強化)

- ・ 常備消防事業（資機材購入等）
- ・ 水防事業